

# 学校施設開放(スポーツ開放)受付 学校施設の空き時間を スポーツに利用できます

市内小中学校の体育施設を児童・生徒が利用しない土・日曜日および夜間の時間帯にスポーツ団体に開放します。

令和4年度の利用を希望する団体は申請してください。  
※現在利用している団体も再度申請が必要です。

※種目によっては利用できない場合があります。

対象▼市内在住、在勤、在学の方が10名以上で、利用上のマナーを厳守できるスポーツ団体

※未成年の団体は成人の責任者2名以上が必要です。

※未成年度の団体は成人の責任者2名以上が必要です。

※施設の利用可能状況は市ホームページでご確認ください。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

費用▼照明電気料(屋内施設利用の場合)  
利用団体全体会議▼3月8日(火)・9日(水)・10日(木)いずれも午後7時、中央公民館講堂

※新型コロナウイルス感染症対策のため分散開催します。参加日程は後日お知らせします。

※新型コロナウイルスの感染状況により、日程を変更する場合があります。

※注意事項の伝達および各団体間の調整を行いますので、責任者(代理可)は必ず出席してください。

申請・問い合わせ▼スポーツ振興課 ☎(50)1189



## 申請期限は2月28日(月)です

### 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルスの影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給しています。いずれも収入要件があり、すでに給付を受けた方は対象外です。

#### ◆ひとり親世帯

対象▼  
①4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方(申請不要)

②公的年金を受給している、4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方(要申請)

③所得制限を超えている方で、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が制限額以内の水準に下がっている方(要申請)

④令和3年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

⑤令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象の障害児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(要申請)

⑥令和3年1月1日以降の家計が急変し、収入が住民税(均等割)非課税相当の水準に下がっている方(要申請)

⑦令和3年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

⑧令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象の障害児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(要申請)

⑨令和3年1月1日以降の家計が急変し、収入が住民税(均等割)非課税相当の水準に下がっている方(要申請)

⑩令和3年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

⑪令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象の障害児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(要申請)

⑫令和3年1月1日以降の家計が急変し、収入が住民税(均等割)非課税相当の水準に下がっている方(要申請)

⑬令和3年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

⑭令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象の障害児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(要申請)

⑮令和3年1月1日以降の家計が急変し、収入が住民税(均等割)非課税相当の水準に下がっている方(要申請)

⑯令和3年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

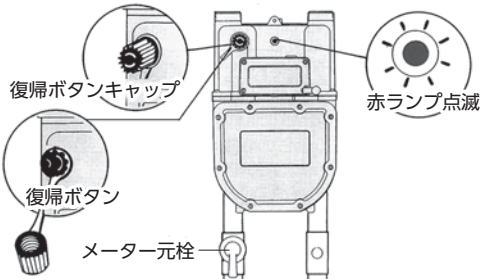
## 市営ガス通信

### ガスメーターの機能と復帰方法

市営ガスをご利用の家庭からの問い合わせで多いのが、「ガスが出ない」「お湯が出ない」という内容です。そのうち半数程度がガスメーターの機能が働いてガスを遮断していたためでした。今回は、正しく安全に使うため、ガスメーターの機能とガスが遮断したときの対応方法を紹介します。

#### ガスメーター(マイコンメーター)の機能

東金市で使用しているガスメーターは、遮断装置が付いたマイコン制御器が組み込まれているので「マイコンメーター」と呼ばれています。マイコンメーターは、①ガスが異常に流出したとき、②ガスを長時間使用したとき、③地震を感知したとき、④ガスの圧力が低下した場合に、自動的にガスを遮断します。その際、異常を知らせるため赤ランプが点滅します。



#### ★ガスが使えなくなったときの確認ポイント

- ・自宅の全てのガス機器が使えませんか?  
→ガスの供給に問題があるのか、ガス機器の不具合なのか判断できます。
- ・マイコンメーターの遮断機能が作動していませんか?  
→右の復帰操作手順をご覧ください。

#### マイコンメーター復帰操作の手順

- ①自宅(屋内・屋外)全てのガス器具を止める(使っていないガス栓は閉める)。
  - ②赤ランプ左側の黒いキャップを外し、復帰ボタンを奥までしっかり押す。  
→赤ランプが点灯し、再び点滅します。
  - ③約3分、ランプの点滅が消えるまで、ガスを使用せずに待つ。  
→点滅が消えていれば、ガスを使用できます。
- ※3分経過後も、ガスが止まったまま赤ランプが点滅している場合はガス漏れの可能性がありますので、ガス課までご連絡ください。

問い合わせ▶ガス課 ☎(52)2408

## 募集 JR東金線利用促進 求名駐車場利用登録

通勤や通学などでJR求名駅を利用する方を対象に、登録制の無料駐車場を貸し出します。

利用期間▼4月1日(金)～9月30日(金)  
※現在登録中の方も、再度申し込みが必要です。

募集台数▼110台(1人1台まで)  
申込方法▼次の①～⑤を持参か郵送により提出

- ①駐車場利用登録申込書(利用者本人が記入)
- ②運転免許証の写し
- ③JR求名駅を利用する定期券の写し(4月1日以降有効なもの)
- ④車検証の写し
- ⑤返信用封筒(住所、氏名を記入し、84円切手を貼付)

※申込書は2月7日(月)から申込窓口とJR求名駅で配布します。市ホームページからダウンロードもできます。

※受付期間までに4月1日以降の定期券を購入できない方は、現在利用している定期券の写し、または勤務先や通学先などを証明する書類の写しを提出してください(定期券は購入後に提出してください)。

受付期間▼2月14日(月)～25日(金)必着(土・日曜日、祝日を除く)

利用登録者の決定方法▼市内在住で市税を完納している方を優先(申込多数の場合は抽選)

※納税状況を調査します。  
決定通知▼3月下旬に郵送

※利用可否は申込者全員に通知し、利用登録者には駐車証を交付します。

※利用しなくなった場合は駐車証を返却してください。

申込・問い合わせ▼地域振興課 ☎(50)1196



### お知らせ

#### ちばぎんATM (東金市役所出張所) の営業が終了します

市役所内に設置しているATMコーナーは営業を終了します。

今後は近隣のATMまたは提携コンビニATMのご利用をお願いします。

営業終了日時▶2月3日(木)  
午後6時